

国立研究開発法人関係者の審議への参画について（申合せ）

平成 27 年 5 月 22 日
国立研究開発法人審議会

農林水産省国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）においては、審議に当たり、審議会に参加する委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、国立研究開発法人（以下「法人」という。）の役職員、運営を審議する外部委員又は会計監査人（会計監査人が法人の場合は、その役職員。以下同じ。）である者、並びに農林水産省国立研究開発法人審議会議事規則第 7 条第 2 項に該当する者の審議への関与・参加については、評価の中立性・公平性をより確保する観点から、下記のとおり申し合わせるものとする。

記

- 1 委員等は、関係を有する法人に関する審議（その者が会計監査人である場合には、当該法人の財務諸表に関する審議に限る。）について、意見を述べることを差し控える。ただし、会長からの求めがある場合はこの限りではない。
- 2 委員等（ただし、会計監査人を除く。）は、関係を有する法人に関する評価作業には関与しない。
- 3 法人と関係を有するに至った委員等は、その旨を審議会に報告する。
- 4 法人との関係のほか、評価の中立・公正性を確保する観点から審議への関与・参加について検討が必要と思われる場合は、会長に相談する。
- 5 本申合せは部会にも準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員及び臨時委員」とあるのは「委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。